別添様式例１

平成 年 月 日

 特定調達契約に係る苦情申立書（様式例）

福岡市公正入札監視委員会　御中

住所 〒

ふ り が な

苦情申立人（注１） 印

TEL FAX

住所 〒

ふ り が な

代理人（注２） 印

TEL FAX

「福岡市特定調達契約に係る苦情の処理手続に関する要綱」第２条第１項の規定により，下記のとおり，苦情を申し立てます。

記

１．苦情申立てに係る特定調達契約

契約機関：　福岡市長　・　福岡市水道事業管理者　・福岡市交通事業管理者

公 告 日：　平成　　年　　月　　日

　　　件　　名：

２．苦情の原因となった事実を知った日（注３）

　　　平成　　年　　月　　日

３．苦情申立ての趣旨（注４）

４．苦情申立ての理由（注５）

５．苦情申立てに係る契約機関との協議の有無及びその内容（注６）

協議をした　・　協議をしていない

協議内容：

６．苦情申立ての公表・公示に当たっての匿名希望の有無（注７）

匿名を希望する　・　匿名を希望しない

注１：苦情申立人が法人の場合は，その住所及び氏名について，主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入してください。匿名による苦情申立ては受け付けません。

注２：代理人を選任する場合には，弁護士又は弁護士法人については「代理人（弁護士）選任届」別添様式例３を添付し，その他の代理人については「代理人選任承認申請書」別添様式例４を必ず添付してください。

注３：「福岡市特定調達契約に係る苦情の処理手続に関する要綱」第３条第１項において「苦情申立ては，当事者が苦情の原因となる事実を知った日又は合理的に知り得た日から起算して10日を経過する日までに書面により行われなければならない。」と，また，同条第２項において「任意協議の終了の結果，苦情が解決に至らなかった場合には，任意協議に要した期間は前項に規定する期間（以下「苦情申立期間」という。）から除外する。」と定められています。

注４：委員会に対して求める判断を記載してください。

注５：政府調達協定等の規定の違反について，苦情の理由を具体的に記載するとともに，立証を要する事実で重要なもの及び証拠がある場合には，記載又は添付してください。

注６：「福岡市特定調達契約に係る苦情の処理手続に関する要綱」第２条第２項において「前項の規定による苦情の申立て（以下「苦情申立て」という。）を行おうとする者は，苦情申立てを行う前に，契約機関との間で苦情の解決に向けての協議（以下「任意協議」という。）を行うよう努めなければならない。」と定められています。

注７：苦情が申し立てられた場合，「福岡市特定調達契約に係る苦情の処理手続に関する要綱」第13条の規定により，苦情申立て及びその処理の状況の概要について定期的に公表されることとなっています。公表に当たっては，苦情申立人の氏名について，匿名とすることも可能です。

また，苦情申立てが委員会によって受理された場合，「苦情申立てを受理した場合の公示方法について」の規定により，苦情申立人の氏名等がホームページ等に掲載されます。公示に当たっては，苦情申立人の氏名について，匿名とすることも可能です。

注８：苦情を申し立てることができる者については，「福岡市特定調達契約に係る苦情の処理手続に関する要綱」第２条第１項を参照してください。